

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○令和三年第二回東京都議会定例会の招集……………一
……………(財務局主計部議案課)……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………二

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………二

規則(公)

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則……………三

公告

○開発行為に関する工事完了(三件)……………三
……………(都市整備局多摩
……………建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………四

告示

●東京都告示第七百四十七号

令和三年第二回東京都議会定例会を、六月一日に招集する。

令和三年五月二十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第七百四十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十五日

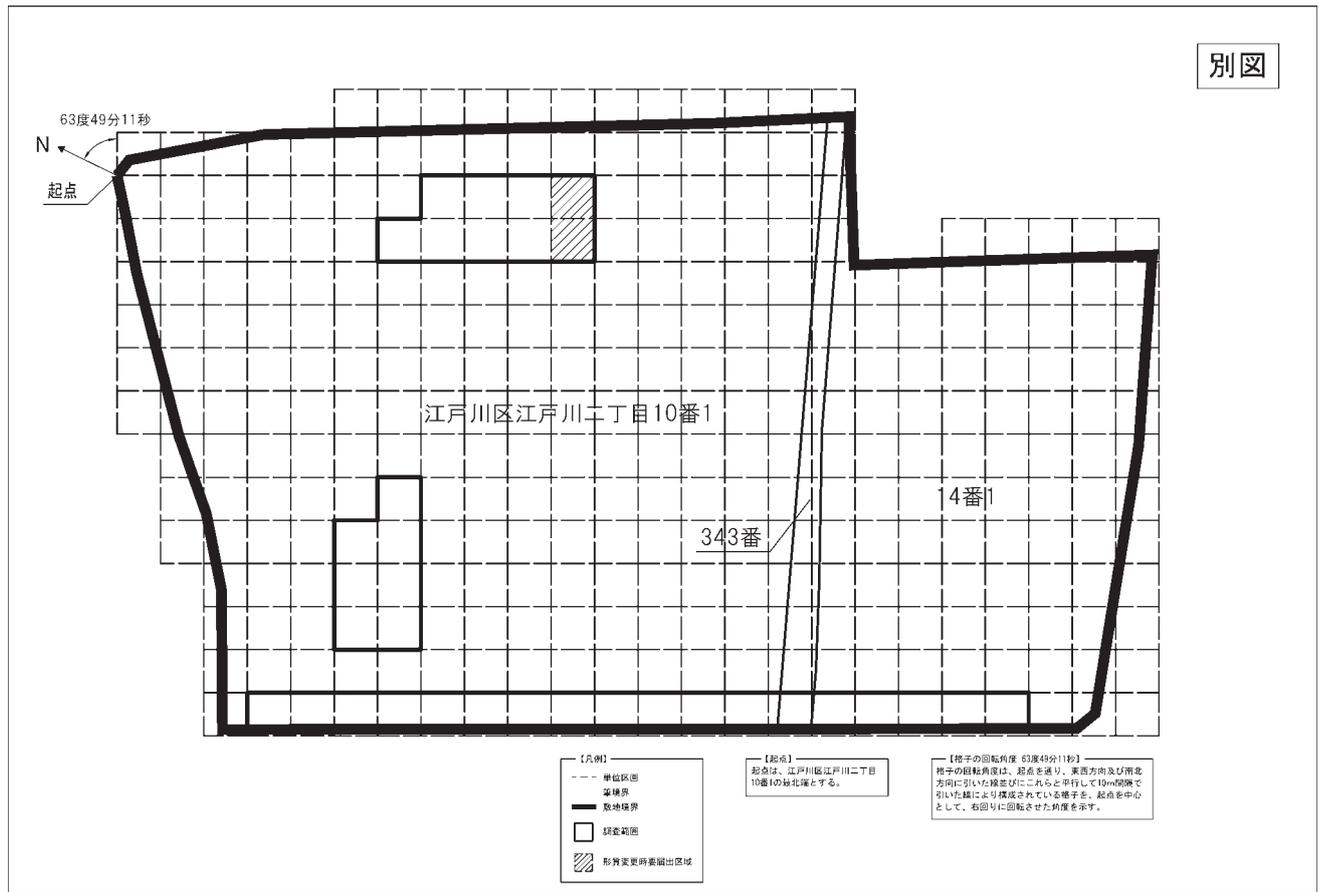
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区江戸川二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称	所 在 地
ニチイケアセンター世田	世田谷区大蔵四丁目二番十四号
谷大蔵	
はなことばプラス練馬中	練馬区中村一丁目十五番二十三号
村	
ニチイケアセンター東村	東村山市野口町一丁目十二番地
山野口町	三十一

●東京都選挙管理委員会告示第五十号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和三年五月二十五日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年4月21日	大田区選挙管理委員会	田園調布富士見会館	大田区田園調布一丁目30番1号

規 則 (公)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年5月25日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

●東京都公安委員会規則第5号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成18年4月19日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）及び国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「国家公安委員会規則」という。）第11条の規定に基づき、東京都公安委員会、警視總監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）に対して行われる申請等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項第3号中「行政機関等」を「公安委員会等」に、「政令で定める」を「情報通信技術を活用した行

政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第3条各号に定める」に改める。

第3条を次のように改める。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる手続等の告示）

第3条 東京都公安委員会は、国家公安委員会規則第11条第1項の規定に基づき、公安委員会等に対して行われる手続のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるものを定めたときは、あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項を告示するものとする。

第4条の見出し中「による」を「を使用する方法により行う」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって前項の機能を備えたものから入力し、又は送信して、申請等を行わなければならない。

第4条第4項を削り、同条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、「電子証明書」の下に「（公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）」であつて次の各号のいずれかに該当するもの」を加え、同項ただし書中「指定する申請等を行う」を「別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する者は、東京都公安委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を併せて入力し、又は送信しなければならない。ただし、特に必要があるとして公安委員会等から求められたときは、入力し、又は送信した当該事項の確認のために必要な限度において、

併せて提出すべきこととされている書面等の提出をしなければならない。

第4条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条の次に次の2条を加える。

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、東京都公安委員会が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうち同条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合

2 前項の掲げる場合において、第4条の規定により申請等を行う者が書面等（前項に掲げる場合に該当する部分に限る。）を提出するときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにして、提出しなければならない。

附 則
この規則は、令和3年6月1日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和三年五月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

国分寺市西窓ヶ窪三丁目二十九番七及び同番十一号新宿住友ビル三十一階
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

日野市百草八百七十七番四、八百七十八番二、同番十九及び同番三十五の各一部（第二工区）
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和三年五月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市東戸倉二丁目二番十
及び同番二十四
港区西新橋二丁目八番六号
大和地所レジデンス株式会
社

代表取締役 下村 俊二

国分寺市西恋ヶ窪三丁目三十
六番十三
立川市幸町二丁目四十三番
地七

株式会社オメガ
代表取締役 小林 晶

東大和市芋窪五丁目千百六十
番一
東大和市中央四丁目九百六
十二番地の七

株式会社東京メインランド
代表取締役 竹崎 靖彦

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年五月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

清瀬市中清戸三丁目二百八十
五番四、同番四地先、二百八
十六番三号
西東京市芝久保町四丁目二

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

十八番三、二百九十一番三及
び三百六十三番
代表取締役 佐藤 千尋

稲城市平尾四丁目一番二十三
から同番二十六までの各一部、
同番二十七及び同番三十三か
ら同番五十一まで
神奈川県川崎市宮前区土橋
二丁目六番地十七
株式会社成建
代表取締役 浅川 聡

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

